

○鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例

昭和49年3月30日

条例第21号

(注) 平成6年から改正経過を注記した。

改正 昭和49年12月24日条例第53号

昭和57年3月29日条例第8号

昭和58年1月28日条例第3号

昭和59年3月27日条例第7号

昭和59年12月22日条例第43号

平成6年9月30日条例第30号

平成8年6月27日条例第29号

平成9年3月28日条例第16号

平成10年3月3日条例第2号

平成11年3月26日条例第15号

平成14年12月30日条例第34号

平成16年10月18日条例第73号

平成20年3月26日条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者、重度心身障害児及び合併障害者に対し、医療費を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 重度心身障害者

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当する者で、年齢が20歳以上のもの(以下「重度身体障害者」という。)又は知能程度が児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者更生相談所の判定した知能指数35以下の者で、年齢が20歳以上のもの

(2) 重度心身障害児

前号に定める手帳の交付を受け、障害の程度が同号の規定に該当する者又は知能程度が同号の規定に該当する者で、年齢が1歳以上(月の中途において1歳に達した者は、その日の属する月の末日までは1歳に満たない者とみなす。)20歳未満のもの

(3) 合併障害者

第1号に定める手帳の交付を受け、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の3級に該当し、かつ、知能程度が児童福祉法に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所の判定した知能指数36以上50以下の者で、年齢が1歳以上のもの(月の中途において1歳に達した者は、その日の属する月の末日までは1歳に満たない者とみなす。)

(4) 保護者

重度心身障害者、重度心身障害児又は合併障害者を現に扶養し、介護し、又は監護している者

(5) 医療保険各法

健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(6) 保険医療機関等

健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

(平6条例30・平8条例29・平9条例16・平10条例2・平11条例15・平14条例34・平20条例11・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例に基づく医療費の助成の対象となる者は、医療保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者で、規則で定める場合を除き、本市に住所を有する重度心身障害者、重度心身障害児及び合併障害者(以下「対象者」という。)とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者その他規則で定める者を除く。

(平6条例30・平8条例29・平10条例2・平20条例11・一部改正)

(助成金の支給)

第4条 対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法による療養の給付若しくは療養費、家族療養費、訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給又は高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付若しくは療養費若しくは訪問看護療養費の支給(以下「療養の給付等」という。)が行われた場合は、当該対象者の保護者(当該対象者が重度身体障害者である場合にあっては、本人又はその保護者)に対し、当該療養の給付等に係る診療(以下「診療」という。)に要する費用の額のうち医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により負担すべき額(医療保険各法の規定により附加給付を受けることができるとき、又は法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療の給付が行われたときは、その給付額を控除した額)に相当する額を医療費の助成金(以下「助成金」という。)として支給する。

2 前項の診療に要する費用の額は、健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定に

基づく療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(平8条例29・平20条例11・一部改正)

(受給資格の確定申請)

第5条 対象者の保護者(対象者が重度身体障害者である場合にあつては、本人又はその保護者。以下同じ。)は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請をし、助成金の受給資格の認定を受けなければならない。

(受給資格証の交付)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、助成金の受給資格があると認定をしたときは、当該申請に係る対象者の保護者に対し、規則で定めるところにより、受給資格証を交付する。

(受給資格証等の提示)

第7条 対象者が保険医療機関等による診療を受ける場合は、当該保険医療機関等に被保険者証及び受給資格証を提示しなければならない。

(平8条例29・一部改正)

(助成金の請求)

第8条 第6条の規定により受給資格証の交付を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に請求するものとする。

2 前項の請求には、当該診療について第4条に規定する療養の給付等が行われたこと、及び当該診療に要した費用に関する保険医療機関等の証明を添付するものとする。

(平8条例29・平20条例11・一部改正)

(医療費の請求)

第9条 市長は、保険医療機関等から規則で定めるところにより、当該診療について受給資格者に支給されるべき助成金の限度内の医療費の請求を受けた場合は、当該受給資格者に代わり助成金相当額を当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該診療について受給資格者に助成金の支給があつたものとみなす。

(平8条例29・一部改正)

(助成金支給の制限)

第10条 市長は、助成金の支給原因である疾病又は負傷が第三者の行為によつて生じたものであり、対象者が当該第三者から同一の事由につき、すでに損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成金を支給しない。

2 受給資格者は、助成金の支給を受けた後において対象者が第三者から損害賠償を受けたときは、すみやかに支給を受けた助成金の限度において、市長の定める額を返還しなければならない

ない。

(届出の義務)

第11条 受給資格者は、第5条に規定する申請の内容に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、すみやかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第12条 助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第13条 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から、すでに支給した助成金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

(平16条例73・一部改正)

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、助成金の受給資格を有することになる者は、同日前においても、同日に受給資格を有することを条件に第5条の申請をすることができる。

(平16条例73・一部改正)

3 市長は、前項の申請があつた場合において、この条例の施行の日に助成金の支給資格を有することになると認定したときは、同日前においても当該申請者に対し、第6条の受給資格証を交付することができる。

(鹿児島市乳幼児医療費助成条例の一部改正)

4 鹿児島市乳幼児医療費助成条例(昭和48年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号に次のただし書を加える。

ただし、鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例(昭和49年条例第21号)第3条に規定する同条例に基づく医療費の助成の対象となる者を除く。

(平16条例73・一部改正)

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

5 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入の日前に、吉田町重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年吉田町条例第20号)、桜島町重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年桜島町条例第46号)、喜入町重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年喜入町条例第37号)、松元町重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年松元町条例第28号)及び郡山町重度心身障害者医療費助成条例(昭和49年郡山町条例第36号)の規定によりされた申請その他の行為については、この条例の相当規定によりされた行為とみなす。

(平16条例73・追加)

付 則(昭和49年12月24日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

付 則(昭和57年3月29日条例第8号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行し、改正後の条例の規定は、昭和57年7月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

付 則(昭和58年1月28日条例第3号)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日において、改正後の条例の規定により助成金の受給資格を有することになる65歳以上の者が、施行日から6か月の間に第5条の認定を受けたときは、施行日において認定されたものとみなす。

付 則(昭和59年3月27日条例第7号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行し、改正後の条例の規定は、昭和59年7月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

付 則(昭和59年12月22日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成6年9月30日条例第30号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

付 則(平成8年6月27日条例第29号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例の規定は、平成8年4月1日(以下「適用日」という。)以後の診療に係る医療費について適用し、適用日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

付 則(平成9年3月28日条例第16号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則(平成10年3月3日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成11年3月26日条例第15号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成14年12月30日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年10月18日条例第73号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

付 則(平成20年3月26日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費に対する助成について適用し、同日前の診療に係る医療費に対する助成については、なお従前の例による。

○鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則

昭和49年5月25日

規則第54号

(注) 昭和62年から改正経過を注記した。

改正 昭和58年6月27日規則第30号

昭和60年6月28日規則第26号

昭和62年2月12日規則第4号

平成4年3月16日規則第16号

平成7年3月31日規則第30号

平成8年6月27日規則第91号

(題名改正)

平成10年3月31日規則第46号

平成11年3月31日規則第17号

平成12年12月26日規則第161号

平成15年8月8日規則第61号

平成16年3月22日規則第22号

平成16年10月20日規則第149号

平成18年3月31日規則第53号

平成18年9月29日規則第98号

平成19年3月27日規則第37号

平成20年3月26日規則第27号

平成23年9月30日規則第74号

平成24年7月9日規則第62号

平成25年3月15日規則第25号

平成26年3月28日規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例(昭和49年条例第21号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、重度心身障害者、重度心身障害児及び合併障害者(以下「重度心身障害者等」という。)に対する医療費の助成について条例に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 条例第3条本文に規定する規則で定める場合は、当該重度心身障害者等が、本市の区域外に設置されている次の各号に掲げる社会福祉施設等に収容され、又は入所するため、本市の区域外に住所を移した場合とする。ただし、当該重度心身障害者等に保護者がある場合において、その保護者が本市の区域外に住所を移したときは、この限りでない。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設(精神障害に係る支援のみを受けている場合を除く。)

(2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人福祉施設

(3) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に規定する公共職業能力開発施設

(4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する特別支援学校の寄宿舎

(5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設

(昭62規則4・平8規則91・平10規則46・平11規則17・平18規則53・平18規則98・平19規則37・平25規則25・一部改正)

(認定の申請)

第3条 条例第5条に規定する申請をしようとする者は、重度心身障害者等医療費受給資格認定申請書(様式第1)に必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。

(受給資格証の交付等)

第4条 市長は、条例第6条の規定により受給資格があると認定された者については、重度心身障害者等医療費助成金受給資格者登録台帳(様式第2)に登録するとともに、重度心身障害者等医療費受給資格証(様式第3)(以下「受給資格証」という。)を交付するものとする。

(平20規則27・一部改正)

(受給資格証の有効期間)

第4条の2 受給資格証の有効期間は、当該受給資格証の交付の日から当該交付の日後の直近の基準年度(平成12年度を基準とする同年度以降3年度ごとの年度をいう。)の6月30日までとする。

(平10規則46・追加)

(受給資格証の再交付)

第5条 条例第6条の規定により交付を受けた受給資格証を破損し、又は亡失したことにより受給資格証の再交付を受けようとするときは、重度心身障害者等医療費受給資格証再交付申請書(様式第4)を市長に提出しなければならない。

(受給資格の確認)

第6条 条例第6条の規定により受給資格証の交付を受けた者は、毎年7月1日から同月31日までの間に、所持している受給資格証の記載事項を健康保険証その他の書類と照合しなければならない。

2 前項の規定により照合した結果、受給資格証の記載事項を変更する必要がある者は、当該受給資格証に必要な書類を添えて8月14日までに市長に提出し、その年の7月1日現在における受給資格の確認を受けなければならない。

3 前項の確認を受けた者以外の者については、受給資格の内容に変更がなかったものとみなす。

(平7規則30・全改、平10規則46・一部改正)

(助成金の請求)



第7条 条例第8条第1項に規定する請求は、重度心身障害者等医療費助成金支給申請書(様式第5(その1)又は様式第5(その2))を市長に提出して行うものとする。

2 前項の請求は、条例第4条第1項に規定する療養の給付等を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(平7規則30・平8規則91・平20規則27・一部改正)

(支払の調整)

第8条 市長は、受給者に既に助成金を支給した場合において、その額に過誤があつたときは、当該過誤となつた助成金について、当該過誤があつた支払月の翌月以降の助成金との間で必要な調整を行うことができる。

(平24規則62・追加)

(証明に要する費用)

第9条 条例第8条第2項に規定する保険医療機関等の証明に要する費用は、毎月分の助成金に加算して支払うものとする。

(平24規則62・旧第8条繰下)

(医療費の請求)

第10条 条例第9条第1項に規定する請求は、鹿児島市会計規則(平成4年規則第16号)様式第18(その3)による請求書を市長に提出して行うものとする。

(平4規則16・一部改正、平24規則62・旧第9条繰下)

(届出)

第11条 条例第11条に規定する届出は、重度心身障害者等医療費助成金受給資格者登録事項変更・資格喪失届(様式第6)に受給資格証を添えて行うものとする。ただし、市民局市民文化部市民課において住民異動届等と同時に届け出る場合は、この限りではない。

(平23規則74・一部改正、平24規則62・旧第10条繰下、平26規則52・一部改正)

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平24規則62・旧第11条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年7月1日から施行する。ただし、第3条から第5条まで及び第10条の規定は、公布の日から施行する。

(平16規則149・旧付則・一部改正)

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町(以下「5町」という。)の編入(以下「編入」という。)の日前に、吉田町重度心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和49年吉田町規則第6

号)、桜島町重度心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和49年桜島町規則第11号)、喜入町重度心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和49年喜入町規則第15号)、松元町重度心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和49年松元町規則第14号)及び郡山町重度心身障害者医療費助成条例施行規則(昭和49年郡山町規則第21号)(以下「5町規則」という。)の規定によりされた申請その他の行為は、この規則の相当規定によりされた行為とみなす。

(平16規則149・追加)

- 3 編入の日前に、5町規則に規定する様式により作成された書類は、この規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

(平16規則149・追加)

- 4 編入の際現に5町の区域内に住所を有している者の平成16年5月から平成16年10月までの診療に係る助成金の請求については、第7条第2項の規定にかかわらず、それぞれ5町規則の例による。

(平16規則149・追加)

付 則(昭和58年6月27日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、昭和58年2月1日以降の診療に係る医療費から適用する。

付 則(昭和60年6月28日規則第26号)

- 1 この規則は、昭和60年7月1日から施行する。
- 2 改正後の様式第5(その1)及び様式第5(その2)の規定は、この規則の施行の日以後の助成金の支給請求について適用する。

付 則(昭和62年2月12日規則第4号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の様式第5(その2)の規定は、昭和62年1月1日以後の助成金の支給の請求から適用する。

付 則(平成4年3月16日規則第16号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行日前に発生した会計事務については、なお従前の例による。

付 則(平成7年3月31日規則第30号)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第2項、様式第5(その1)及び様式第5(その2)の規定は、平成7年4月1日(以下「施行日」という。)以後の医療の給付に係る助成金の請求について適用し、施行日前の医療の給付に係る助成金の請求については、なお従前の例による。

付 則(平成8年6月27日規則第91号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の第7条第2項の規定は、平成8年4月1日(以下「適用日」という。)以後の診療に係る医療費について適用し、適用日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

付 則(平成10年3月31日規則第46号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第4条の2の規定は、平成9年7月1日以後に交付した受給資格証について適用する。

付 則(平成11年3月31日規則第17号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則(平成12年12月26日規則第161号)

- 1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則様式第5(その2)の規定は、平成13年1月1日(以下「施行日」という。)以後に受けた診療に係る助成金の請求について適用し、施行日前に受けた診療に係る助成金の請求については、なお従前の例による。

付 則(平成15年8月8日規則第61号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則様式第5(その2)の規定は、平成14年10月1日以後に受けた診療に係る助成金の請求について適用し、同日前に受けた診療に係る助成金の請求については、なお従前の例による。

付 則(平成16年3月22日規則第22号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。
- 3 この規則による改正後の様式第5(その1)の規定は、平成15年4月1日以後に受けた診療に係る助成金の請求について適用し、同日前に受けた診療に係る助成金の請求については、なお従前の例による。

付 則(平成16年10月20日規則第149号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

付 則(平成18年3月31日規則第53号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成18年9月29日規則第98号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則(平成19年3月27日規則第37号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年3月26日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市重度心身障害者等医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則(平成23年9月30日規則第74号)

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

付 則(平成24年7月9日規則第62号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第8条の規定は、平成24年4月1日以後に支給した助成金から適用する。

付 則(平成25年3月15日規則第25号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月28日規則第52号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日